

令和8年度群馬県風しん抗体検査事業実施要領

(前橋市民及び高崎市民を除く)

1 目的

本事業は、先天性風しん症候群の発生の防止及び風しんのまん延防止のために、予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するとともに、県民の風しん予防に対する意識の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

群馬県（以下「県」という。）

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、受診券交付期間は令和9年3月17日までとし、同年3月31日までに検査結果の伝達を完了するものとする。

4 実施内容

県内の医療機関に委託して、風しんウイルス抗体検査（以下「検査」という。）を実施する。

(1) 検査方法

検査は、原則としてHI法で行う。

(2) 委託料

本検査に係る委託料は1件当たり、5,540円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、麻しん抗体検査と同時に検査を実施する場合には、麻しん・風しん抗体検査（麻しんEIA法、風しんHI法）1件当たり、7,540円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 対象者

(1) 対象者の要件

県内に住所を有する者（中核市（前橋市、高崎市）に住所を有する者を除く。）で、以下①～③のいずれかに該当する者。ただし、令和9年3月31日までに抗体検査を受け、同期間内にその結果通知を受けることができると見込まれる者に限る。

①妊娠を希望する女性

②妊娠を希望する女性の同居者（同一の住所地に居住し、生活空間を共有する頻度が高い者。）

③風しんの抗体価が低い妊婦の同居者。

なお、ここでいう抗体価が低い妊婦とは、HI法の場合16倍以下、EIA法の場合、EIA価8.0未満又は国際単位30IU/mL未満（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社及び極東製薬工業株式会社製の風しんIgG測定キットを使用した場合）又は45IU/mL未満（シスメックス・バイオメリュー株式会社及びベックマン・コールター

株式会社製の風しん IgG 測定キットを使用した場合) の者とする。

(2) 対象者の除外要件

(1) のうち、以下のいずれかに該当する者は、原則として本事業の対象外とする。

- ・過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者。
- ・過去に本事業の助成を受けたことがある者。
- ・小学校入学前の者。
- ・過去に風しんワクチン（MR ワクチン、風しん単味ワクチンのいずれか）を2回接種している者。
- ・過去に風しんの確定診断を受けたことがある者。

6 実施方法

(1) 検査の委託

県は、「群馬県風しん抗体検査事業業務委託契約書」（別紙様式第1-1号）により、風しん抗体検査について協力することを承諾した医療機関（以下「協力医療機関」という。）から契約に関する委任を受けた公益社団法人群馬県医師会（以下「県医師会」という。）と委託契約を締結する。

協力医療機関は、「風しん抗体検査事業業務委託契約委任状」（別紙様式第2号）を県医師会に提出し、県医師会に契約締結に要する事務を委任する。

また、県と県医師会が契約を締結した後に、事業協力を承諾する旨の申し出があった医療機関については、当該医療機関が前記委任状を県医師会に提出した日をもって、契約を締結したものとみなす。

医療機関から本事業の協力を辞退する旨の申し出があった場合は、県医師会は、速やかに県感染症・疾病対策課へ報告する。

なお、県医師会に所属しない協力医療機関にあつては、「群馬県風しん抗体検査事業業務委託契約書」（別紙様式第1-2号）により、県と個別に契約を締結するものとする。

(2) 協力医療機関の要件

協力医療機関は、検査を適切に実施し、風しん予防に関する啓発も含め、検査を希望する者に対して適切な対応ができることを要件とする。

(3) 検査の申請及び受診券の交付

① 検査の申請

検査を希望する対象者は、県保健所において「群馬県麻しん・風しん抗体検査受診券交付申請書」（別紙共通様式第3-1号）（以下「申請書」という。）により、申請する。

県保健所は、本事業における検査対象者の適否を確認するため、住所が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票の写し等）の提示を求める。

【風しんの抗体価の低い妊婦の同居者】

妊婦の母子健康手帳と、風しん抗体価の低い妊婦と同居していることが確認できる証の写し（ただし、母子健康手帳で同居していることがわかる場合は、省略可）の提示を求める。

【妊娠を希望する女性の同居者】

原則として、妊娠を希望する女性と同時に申請するものとする。

【代理人による申請】

代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票の写し等）の提示を求め、委任状により確認する。

【郵送による申請】

県保健所への来所が困難な場合は、郵送による申請も受け付けるものとする。

② 受診券の交付

申請書により確認し、検査対象者と判断した場合、「群馬県麻しん・風しん抗体検査受診券」（別紙共通様式第4号）（以下「受診券」という。）を検査対象者に交付する。受診券交付時には、検査対象者に以下の事項を説明する。

- ・ 1人1回限りの助成であること。
- ・ 年度内に検査結果の説明まで受ける必要があること。
- ・ 検査の結果、抗体価が低い場合には、予防接種を受けなければ感染予防の効果は得られないこと。

なお、紛失または破損等のやむを得ない事情により受診券の再交付を希望する場合は、県保健所において「群馬県麻しん・風しん抗体検査受診券再交付申請書」（別紙共通様式第3-2号）により、申請する。

（4）検査の実施

協力医療機関は、県保健所から交付された受診券を持参した検査対象者に対し、風しんの予防啓発、検査方法、結果伝達方法等を説明し、了解を得られた者に対して、検査を行う。

（5）検査結果の判断基準

協力医療機関は、検査の結果、HI法による抗体価が16倍以下（やむを得ずEIA法によるときは8.0未満）の場合には、抗体価が低いとみなし、予防接種を勧奨する。

（6）検査結果の伝達

協力医療機関は、検査結果を口頭や書類の郵送等により、特別な事情がない限り、令和9年3月31日までに必ず告知するものとする。

協力医療機関は、受検者に結果を伝える際には、風しん予防に関する啓発も併せて行

う。

(7) 検査の実施報告及び検査費用の請求

協力医療機関は、「群馬県麻しん・風しん抗体検査事業実施報告書兼委託料請求書」(別紙共通様式第5号)(以下「報告書等」という。)により、検査を実施した受診券を添付し、検査結果を受検者に伝達した日の属する月の翌月10日までに所属する郡市医師会へ提出する。

郡市医師会は、協力医療機関から提出された報告書等及び受診券を取りまとめの上、当該月20日までに県感染症・疾病対策課へ送付する。

なお、県医師会に所属しない協力医療機関は、検査結果を受検者に伝達した日の属する月の翌月20日までに、報告書等に検査を実施した受診券を添付し、県感染症・疾病対策課へ直接提出する。

県保健所は、受診券を発行した者について、「群馬県麻しん・風しん抗体検査事業受診券交付報告書」を、受診券を発行した日の属する月の翌月10日までに県感染症・疾病対策課に提出する。

(8) 委託料の支払い

県は、提出された報告書等の書類を審査し、適切であると認めた場合、報告書等を受理した日から起算して30日以内に委託料を協力医療機関に支払う。ただし、報告書等に過誤等を認めた場合には、報告のあった協力医療機関へ直接照会する。

7 関係書類の保存

受検者の関係資料は、協力医療機関及び県(感染症・疾病対策課及び保健所)において、5年間保存するものとする。

8 個人情報及びプライバシーの保護

検査業務の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をするものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、県、県医師会及び協力医療機関が協議し、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。